

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年 3 月10日
【会社名】	ReYuu Japan株式会社
【英訳名】	ReYuu Japan Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 重富 崇史
【本店の所在の場所】	大阪市北区天満橋一丁目 8 番30号 OAPタワー 9 階
【電話番号】	0 6 (6 8 8 1) 6 6 1 1
【事務連絡者氏名】	執行役員 企画管理部長 武本 遼祐
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号 六本木ファーストビル14階
【電話番号】	0 3 (6 2 3 0) 9 3 8 8
【事務連絡者氏名】	執行役員 企画管理部長 武本 遼祐
【縦覧に供する場所】	ReYuu Japan株式会社 東京本社 (東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号 六本木ファーストビル14階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2026年3月10日開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社取締役及び従業員に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 銘柄

ReYuu Japan株式会社 第4回新株予約権

(2) 発行数

4,650個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式465,000株とし、下記4.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(3) 発行価格

本新株予約権1個あたりの発行価額は、金339円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日(2026年3月9日)の東京証券取引所における当社普通株式の株価の終値326円、権利行使価格326円、ボラティリティ49.79%、権利行使期間(2026年3月25日～2028年3月24日)、リスクフリーレート1.220%、配当率0%、市場リスクプレミアム9.3%、対市場β1.103、クレジット・コスト21.83%、強制行使条件(10)に規定している条件)等に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した価額と同額で決定したものであります。

(4) 発行価額の総額

1,576,350円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2026年3月9日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金326円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{既発行} & + & \text{新規発行} & \times & \text{1株当たりの} \\ \text{行使価額} & = & \text{行使価額} & \times & \text{株式数} & & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\ & & & & & & & & \text{1株当たりの時価} \\ & & & & & & \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2026年3月25日から2028年3月24日までとする。（ただし、2028年3月24日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日までとする。）

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、割当日から新株予約権の行使期間中に当社株価の終値が10営業日連続して行使価額に40%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。なお、本新株予約権者は、退職等で取締役または従業員の地位を保有しなくなった場合でも、行使義務(当該地位を保有しなくなった後、行使義務事由に該当することにより生じる行使義務を含む。)は消滅せず、本新株予約権を行使しなければならない。

ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

新株予約権者は、自発的に本新株予約権を行使する場合には、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

相続人による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。

- ）新株予約権者が拘禁以上の刑に処せられたとき。
- ）新株予約権者が役員を解任され、または従業員を免職若しくは懲戒解雇されたとき。
- ）新株予約権者に法令若しくは当社または当社の子会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。
- ）新株予約権者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）に該当した場合、又は、資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。

本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(11) 新株予約権の割当日

2026年3月25日

(12) 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が上記（10）に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者は、本新株予約権の全部又は一部の放棄をすることができない。

(13) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（5）に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記（10）に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記（12）に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(14) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(15) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2026年3月25日

(16) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役（監査等委員を除く） 7名 3,400個

当社監査等委員 1名 150個

当社執行役員 3名 1,100個

(17) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第3項各号に規定する

会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

(18) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

以 上